

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく工場・事業場の排水規制に加えて、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）による県独自の排水規制を行っています。

このたび、行政手続の合理化の観点から、水質汚濁防止法施行規則が改正され、規制対象施設（特定施設）の設置等の届出の際に、受理書を交付する規定が廃止されました。

これを受け、同様の手続を設けている条例の特定施設に係る手続きについて、受理書交付規定を廃止する改正を行おうとするものです。

1 改正理由

法及び条例では、特定施設の設置等の届出が受理された後、60日を経過した後でなければ、施設を設置してはならない（法第9条、条例第25条）規定があります。

設置等が可能となる日を明らかにするため、届出者に受理書を交付する規定を設けておりましたが、届出日より把握が可能であり、受理書の有無により変わるものではないことから、法と同様に受理書の交付規定を廃止することとします。

2 改正内容（案）

千葉県環境保全条例施行規則第8条及び第3号様式の削除。

3 施行期日

令和4年4月1日